

## イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等 (間接諸税関係))

イメージデータ (PDF 形式) による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。  
なお、この一覧は、令和 5 年 4 月 1 日現在の法令に基づくものです。

### ○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項 ○

「更正の請求書 (次葉)」など、電子データ (XML 形式) により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。

なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続 \(申請・届出等\) 間接諸税関係](#)」でご確認ください。

手続の名称	添付書類の名称
<b>印紙税書式表示承認申請</b> (印紙税法第 11 条第 1 項) (印紙税法施行令第 10 条第 1 項)	承認を受けようとする課税文書 (ひな型)
<b>印紙税不納付事実申出</b> (印紙税法第 20 条第 2 項) (印紙税法施行令第 19 条第 1 項)	不納付に係る課税文書又はその写し若しくはひな型
<b>印紙税更正請求</b> (国税通則法第 23 条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類
<b>揮発油税外国公館等用免税移出承認申請</b> (租税特別措置法第 90 条の 3 第 1 項) (租税特別措置法施行令第 48 条の 5 第 1 項、第 2 項)	① 外交官等用揮発油購入証明書 ② 揮発油税外国公館等用揮発油販売証明書
<b>揮発油税及び地方揮発油税合衆国軍用途免税承認申請</b> (日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令第 3 条第 1 項)	① 米国軍隊のために調達せる資材・供給品・備品に係る免税に関する証明書 (第 3 号様式) ② 米国軍隊のために調達せる資材・供給品・備品に係る免税に関する証明書 (第 4 号様式) ③ 揮発油税・地方揮発油税駐留軍用揮発油消費実績等確認書 (第 6 号様式) ④ 揮発油税・地方揮発油税駐留軍用揮発油販売確認書 (第 8 号様式)

手続の名称	添付書類の名称
<b>揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告</b> (租税特別措置法第 89 条の 2 第 6 項)	① 揮発油税特定石油化学製品移入明細書 ② 揮発油税特定石油化学製品移出明細書 ③ 揮発油税特定石油化学製品亡失証明書
<b>揮発油税及び地方揮発油税更正請求</b> (国税通則法第 23 条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類
<b>石油ガス税更正請求</b> (国税通則法第 23 条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類
<b>航空機燃料税更正請求</b> (国税通則法第 23 条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類
<b>たばこ税及びたばこ特別税更正請求</b> (国税通則法第 23 条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類
<b>石油石炭税更正請求</b> (国税通則法第 23 条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類
<b>電源開発促進税更正請求</b> (国税通則法第 23 条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類
<b>被災自動車に係る自動車重量税還付申請</b> (災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 9 条第 1 項) (災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第 15 条の 4)	① 被災自動車確認書 ② 自動車重量税納付税額証明書 ③ 軽自動車届出済証返納証明書
<b>国際観光旅客税過誤納額還付請求</b> (国税通則法第 56 条)	過誤納が生じた事実を記載した帳簿書類の写し